第十九条の十七第三号中「（昭和四十年通商産業省令第六十二号）」を削る。

様式第一及び様式第二中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第二の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣の指定する」を「原子力規制委員会の指定する」に、「経済産業省令で定めるもの」を「原子力規制委員会規則で定めるもの」に、「主務省令で」を「原子力規制委員会規則で」に、「主務大臣が」を「原子力規制委員会が」に、「「第37条第５項」と、「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第27条第１項に規定する主務省令」」を「「第37条第５項」」に、「又は第56条の３第６項」を「、第56条の３第６項又は第64条の３第８項」に改める。

様式第二の三表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣の指定する」を「原子力規制委員会の指定する」に、「経済産業省令で定めるもの」を「原子力規制委員会規則で定めるもの」に、「この場合において、同条第２項中「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「前項」とあるのは「第43条の２第１項」と、同条第３項中「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第４項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第５項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「経済産業省令」とあるのは「第27条第１項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、同条第６項中「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第27条第１項に規定する主務省令」と読み替えるものとする。」を「この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第43条の２第１項」と、同条第３項から第５項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。」に改める。

様式第三表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に、「、第64条第３項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第23条第１項第３号及び第５号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の２第１項の規定並びに第55条の３第１項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の２第１項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第１項」を「原子力規制委員会は、第１項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第28号」を「第27号の２から第27号の４まで、第28号」に改める。

様式第四、様式第五及び様式第六中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第八条　加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第九条　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第五条第三号中「閉鎖ぺ」を「閉塞」に改める。

第十三条第一項の表中「つど」を「都度」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十九条の三中「令第二条」を「令第三条」に改める。

様式第一及び様式第五中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第五の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「又は第56条の３第６項」を「、第56条の３第６項又は第64条の３第８項」に改める。

様式第五の三表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

様式第六表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に、「、第64条第３項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第１項」を「原子力規制委員会は、第１項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第28号」を「第27号の２から第27号の４まで、第28号」に改める。

様式第七中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第十一条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十五条第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第二十六条第一項の表中「つど」を「都度」に、「そう人」を「挿人」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十三条の二中「令第二条」を「令第三条」に改める。

様式第一中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第一の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「又は第56条の３第６項」を「、第56条の３第６項又は第64条の３第８項」に改める。

様式第一の三表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

様式第二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「環境大臣、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（環境大臣」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に、「、第64条第３項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第23条第１項第３号及び第５号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の２第１項の規定並びに第55条の３第１項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の２第１項の規定）」を「環境大臣は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「環境大臣又は国土交通大臣は、第65条」に改める。

様式第三中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。